

使送業務 特記仕様書

小、中学校

1. 履行場所

高砂小学校 高砂市高砂町大工町 810 番地の 1
荒井小学校 高砂市荒井町東本町 10 番 1 号
伊保小学校 高砂市伊保東 1 丁目 18 番 1 号
伊保南小学校 高砂市梅井 2 丁目 4 番 1 号
中筋小学校 高砂市中筋 1 丁目 2 番 1 号
曾根小学校 高砂市曾根町 2500 番地
米田小学校 高砂市米田町米田 451 番地
米田西小学校 高砂市米田町塩市 17 番地の 1
阿弥陀小学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1153 番地
北浜小学校 高砂市北浜町北脇 34 番地の 5
高砂中学校 高砂市高砂町大工町 638 番地
荒井中学校 高砂市荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号
竜山中学校 高砂市松陽 3 丁目 1 番地
松陽中学校 高砂市松陽 1 丁目 11 番 1 号
宝殿中学校 高砂市米田町米田 1174 番地の 1
鹿島中学校 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1979 番地の 3

2. 業務内容

(1) 配送先

別紙 1 配送先一覧表のとおり運送する。

(2) 実施日時

毎週月・水・金曜日に実施する。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに発注者が指定する日は実施しないものとする。

毎日の業務開始時刻は午前 9 時とする。

(3) 業務確認

各輓の授受の確認は、別紙 2 業務日報兼確認書により行う。

配送先一覧表

	配 送 先	片道個数
1	教育委員会事務局 ⇄ 伊保小学校 2 階事務室	1
2	教育委員会事務局 ⇄ 荒井中学校 2 階事務室	1
3	教育委員会事務局 ⇄ 荒井小学校 2 階事務室	1
4	教育委員会事務局 ⇄ 高砂小学校 2 階事務室	1
5	教育委員会事務局 ⇄ 高砂中学校 2 階事務室	1
6	教育委員会事務局 ⇄ 宝殿中学校 1 階事務室	1
7	教育委員会事務局 ⇄ 米田小学校 1 階事務室	1
8	教育委員会事務局 ⇄ 米田西小学校 2 階事務室	1
9	教育委員会事務局 ⇄ 阿弥陀小学校 1 階職員室	1
1 0	教育委員会事務局 ⇄ 鹿島中学校 2 階事務室	1
1 1	教育委員会事務局 ⇄ 中筋小学校 1 階職員室	1
1 2	教育委員会事務局 ⇄ 北浜小学校 1 階事務室	1
1 3	教育委員会事務局 ⇄ 曾根小学校 1 階事務室	1
1 4	教育委員会事務局 ⇄ 伊保南小学校 2 階事務室	1
1 5	教育委員会事務局 ⇄ 松陽中学校 2 階事務室	1
1 6	教育委員会事務局 ⇄ 竜山中学校 2 階事務室	1
計		1 6

※同一敷地外の配送先が学校行事の都合により代休になった場合は、高砂市教育委員会が指定する学校に配送するものとする。

業務日報兼確認書

月 日	配 送 先	学校 受領印	教育委員会 受領印	片 道 配 送 個数
/ () 曜 日	教育委員会事務局 ⇔ 伊保小学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 荒井中学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 荒井小学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 高砂小学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 高砂中学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 宝殿中学校 1 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 米田小学校 1 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 米田西小学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 阿弥陀小学校 1 階職員室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 鹿島中学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 中筋小学校 1 階職員室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 北浜小学校 1 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 曾根小学校 1 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 伊保南小学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 松陽中学校 2 階事務室			1
	教育委員会事務局 ⇔ 竜山中学校 2 階事務室			1
特記事項				16

使送業務 特記仕様書

公立保育所等

3. 履行場所

荒井こども園 高砂市荒井町紙町 2 番 1 号
高砂こども園 高砂市西畑 1 丁目 2 番 8 号
伊保こども園 高砂市梅井 4-3-6
中筋こども園 高砂市中筋 1 丁目 2 番 35 号
曾根こども園 高砂市曾根町 2404 番地の 2
米田こども園 高砂市米田町米田 451 番地
阿弥陀こども園 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1176 番地の 2
北浜こども園 高砂市北浜町北脇 252 番地の 1
高砂児童学園 高砂市阿弥陀町南池 516 番地
高砂市ユーアイ帆っとセンター 高砂市高砂町松波町 4 4 0 番地の 3 5

4. 業務内容

(4) 配送先

別紙 配送先一覧表のとおり運送する。

(5) 実施日時

毎週火・木曜日に実施する。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに発注者が指定する日は実施しないものとする。

毎日の業務開始時刻は午前 9 時とする。

別紙

配送先一覧表

	配 送 先	
1	幼児保育課	⇔ 荒井こども園
2	幼児保育課	⇔ 高砂こども園
3	幼児保育課	⇔ 伊保こども園
4	幼児保育課	⇔ 中筋こども園
5	幼児保育課	⇔ 曾根こども園
6	幼児保育課	⇔ 米田こども園
7	幼児保育課	⇔ 阿弥陀こども園
8	幼児保育課	⇔ 北浜こども園
9	幼児保育課	⇔ 高砂児童学園
10	子育て支援課	⇔ 高砂市ユーアイ 福祉交流センター

使送業務 特記仕様書

サービスコーナー等

5. 履行場所

高砂市民病院 高砂市荒井町紙町 33 番 1 号

アスパ高砂市民コーナー 高砂市緑丘 2 丁目 1 番 40 号 イオン高砂（アスパ高砂）3 階

※ 2023 年 3 月末をもって本庁舎から各市民サービスコーナーへの運送を廃止し、本庁舎からアスパ市民高砂市民コーナーを配送先とする。

6. 業務内容

(6) 配送先

別紙 配送先一覧表のとおり運送する。

(7) 実施日時

毎日実施する。

ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに発注者が指定する日は実施しないものとする。

毎日の業務開始時刻は午前 8 時 45 分とする。

(8) 運搬個数

- ・ 本庁舎から高砂市民病院へは、2 個のトランクを運送し、アスパ高砂市民コーナー 1 個のトランクを運送するものとする。
- ・ 高砂市民病院から本庁舎へは、2 個のトランクを運送するものとし、アスパ高砂市民コーナー及びアスパ高砂市民コーナーから本庁舎へは、1 個のトランクを運送するものとする。

別紙

配送先一覧表

	配 送 先	片 道 個数
1	本庁総務課 ⇄ 高砂市民病院	2
2	本庁総務課 ⇄ アスパ高砂市民コーナー	1
3	本庁総務課 ⇄ 高砂地域交流センター	1
4	本庁総務課 ⇄ 荒井地域交流センター	1
5	本庁総務課 ⇄ 中筋地域交流センター	1
6	本庁総務課 ⇄ 曾根地域交流センター	1
7	本庁総務課 ⇄ 米田地域交流センター	1
8	本庁総務課 ⇄ 阿弥陀地域交流センター	1
9	本庁総務課 ⇄ 北浜地域交流センター	1
10	本庁総務課 ⇄ 伊保地域交流センター	1
計		11

業務日報兼確認書

月 日	配 送 先	各施設 受領印	総務課 受領印
/ () 曜日	本庁総務課 ⇔ 高砂市民病院		
	本庁総務課 ⇔ アスパ高砂市民コーナー		
	本庁総務課 ⇔ 高砂地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 荒井地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 中筋地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 曽根地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 米田地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 阿弥陀地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 北浜地域交流センター		
	本庁総務課 ⇔ 伊保地域交流センター		
特記事項			
/ () 曜日			
特記事項			